

神奈川大学附属中・高等学校「いじめ防止基本方針」

2015年4月1日制定・発行

「いじめ防止基本方針」の策定にあたって

1. いじめ防止基本方針策定の目的

神奈川大学附属学校は、生徒一人ひとりが自由に自らを発現し、楽しく学べる場であるべきだと考えています。しかし、「いじめ」という行為は、生徒ひとり1人から楽しいはずの学校生活、学びの場を奪う行為です。私たちはこうした「いじめ」行為を見過ごさない、許さないという気持ちからこの方針を示します。

また、「いじめ」という行為は、日本国憲法に定められている基本的人権、とくに教育を受ける権利を奪う行為であり、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、かけがえのない尊い「命」をも奪う事態にいたる場合があることも忘れてはなりません。神奈川大学附属学校は、「いじめ」を起こさない環境づくり、「いじめ」の早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処していきます。

2. 「いじめ」とはどのような行為をいうのか

「いじめ」とは、生徒などに対して、その生徒などと一定のかかわりをもつ他の生徒などが行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となった生徒などが心身の苦痛を感じた場合、それは「いじめ」と判断されます。

心理的とは言葉や無視する態度など、物理的とは暴力や脅迫して何かを行なわせる行為をいいます。また、ネットやメールによる悪口や無視するなどの呼びかけ行為もこの中に含まれます。

「いじめ」は、その行為の内容によっては、重大な犯罪行為となることを忘れないで下さい。

第1 「いじめ防止基本方針」の策定について

1. いじめ基本方針の内容

この基本方針では、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止について
- (2) いじめの早期発見について
- (3) いじめへの対処について

2. いじめ問題に関する委員会の設置

学校においていじめの防止及び対処などに関して適切にかつ効果的に対応するため、下記の委員会を設置する。

- (1) いじめ防止対策委員会

「附属学校校務運営規程」にもとづき常設する。

[構成]

学校長(委員長)、副校長(副委員長)とし、4部長、各学年主任、保健主事、事務

[所掌事項]

- の計画と実施
- ①いじめ防止などに関する生徒、保護者、教員への啓発活動
 - ②いじめについて生徒、保護者が相談できる体制の整備
 - ③いじめやいじめの疑いに関する情報の収集と実態の把握
 - ④いじめ問題発覚後の対応
 - ⑤いじめの重大事態に関する判断
 - ⑥その他いじめの防止や対応に関すること

(2)いじめ調査・指導委員会

いじめ対策委員会が組織し、その指示のもとで次の任にあたる。

[構成]

副校長(委員長)、当該学年教員、生徒部教員、関係顧問など

[所掌事項]

- ①いじめの有無の確認のための事情聴取と報告
- ②重大事態の場合を除く生徒指導原案の作成
- ③その他、いじめ防止対策委員会から付託された事項

(3)いじめ重大事態対策委員会

いじめ防止対策委員会の要請にもとづき学校に設置し、重大事態への対処及び再発防止の指針を示す。

[構成]

学校長、副校長、いじめ防止対策委員会委員、学校カウンセラー、弁護士、その他委員会が必要と認めた者

[設置期間]

いじめ防止対策委員会が重大事態と判断し、設置が要請されたときから知事への報告書の提出と再発防止の指針を提示するまでとする。

[所掌事項]

- ①重大事態に係わる事実関係の確認と必要に応じた再調査
- ②いじめを受けた生徒・保護者およびいじめを行った生徒・保護者への対応
- ③いじめを行った生徒への指導内容、処分内容の決定と生徒・保護者への説明
- ④県知事への調査結果の報告
- ⑤再発防止指針の提示

第2 「いじめ」問題を起こさないために

「いじめ」という問題を起こさないためには、「未然に防止」すること、さらには「早期に発見」して迅速に対応することが必要です。そのために私たちは、次のようなことに心がけ対応していきます。

1. 「未然に防止」する

- (1) 家庭や学校において「命を大切にする心」や「他人を思いやる心」など道徳観や規範意識を育む。
- (2) 学校では一人ひとりが異なったいろいろな考えを持つ人間であることを理解させ、互いの相違について認知したときもお互いを尊重する心を忘れずに問題の解決にあたる態度を学級活動、特別活動、課外活動などを通して涵養する。
- (3) 学校は児童生徒一人ひとりが抱えている成長期の問題やさまざまなストレスの存在に着目し、様々に角度から児童生徒の行動観察などを通して発見し、対応する。
- (4) 学校は「いじめ」は絶対に許されない行為であることを児童生徒に教える一方で、生徒自らがこの問題を考え、どう取り組むべきかなどを主に道徳、LHRなどを活用して計画的に行う。

2. 「早期に発見」する

- (1) 教職員は、生徒の表情や態度などを意識的に観察する態度をもち、生徒の学校生活での様態の変化についての情報を共有する。
- (2) アンケートの記載者が特定されないような配慮の下に、生徒が安心して答えられるアンケート調査を定期的実施する。
- (3) 教職員は日常の学校生活の中で児童生徒の間の信頼関係を築き、「いじめ」の相談をしやすい環境や情報を提供しやすい環境づくりにつとめる。
- (4) 教職員は、保護者とも信頼関係を築き、「いじめ」に関する情報を得やすい環境をつくる。
- (5) 学校は、「いじめ」に関する情報の提供が「いじめ」問題の早期解決につながることを児童生徒や保護者に啓発し、理解を求める。

第3 「いじめ」問題への対応

1. 事実の有無の確認

- (1) 「いじめ」の疑いがあるという情報や「いじめ」があるという訴えを受けた教職員は、直ちに当該学年の担任または学年主任に連絡する。
- (2) 当該学年主任は、管理職(副校長)に報告するとともに、いじめを受けている生徒やいじめの情報を提供してくれた生徒の安全を確保する。
- (3) 管理職(副校長)は、いじめ問題の発生を「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」は、ただちに調査・指導委員会を組織する。

(5) 調査・指導委員会は、次の手順でいじめ問題に対処する。

- ① 情報提供者やいじめに係わっている当該生徒からの事情聴取をおこなう。
- ② 調査内容を逐次「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」が重大事態に至らない「いじめ」と判断した場合には、調査・指導委員会がいじめに関する指導原案を作成し、「いじめ防止対策委員会」に提出する。
- ④ 「いじめ防止対策委員会」は、調査内容を再確認したうえで指導原案を審議し、妥当と認めた場合には、指導原案にもとづき指導を指示する。

2. 「いじめ」が確認された場合の生徒への指導

(1) 「いじめ」を受けた生徒への対応

- ① いじめをやめさせる、再発を防止する支援を行う。
- ② 必要に応じて教室以外で授業をうけさせるなど生徒が安心して学習し、学校生活がおくれる環境を整える。
- ③ カウンセリングを優先的に受けることができるようにする。

(2) 「いじめ」を行った生徒への対応

- ① 「いじめ」は決して許される行為ではないこと理解させ、再発を防止する。
- ② 必要に応じて教室以外で学習をうけさせるなどの措置をとる。
- ③ 指導にも拘わらず「いじめ」の行為が継続的に行われた場合には、登校禁止などの処分を行う場合もある。

3. 保護者への対応

(1) 「いじめ」が疑わしい場合には、とくに保護者の心情に配慮して十分な説明と理解の上で、事情聴取の協力を得る。

(2) 事情聴取の結果についても、情報を共有し双方で争いが起こらないように納得のいく説明を行う。

(3) いじめと判断されたとき、生徒指導の内容についても双方の保護者に説明する。とくにいじめを行った生徒の保護者に対しては再発防止のための助言を行う。

4. 「いじめ」問題の早期解決後の指導について

(1) 「いじめ」問題については、関係する生徒にあらためて「いじめ」をなくす指導、勇気を持って知らせる、相談することの重要性といじめを許容しない雰囲気を作成するよう指導する。

(2) 必要に応じて保護者に対しても情報を提供し、「いじめ」の問題を共有するとともに家庭での子どもとのコミュニケーションの大切さを理解してもらう。

第4 重大事態への対処

1. 重大事態とは

(1) 「いじめ」を受けていた生徒が次のような状態にある場合

- ①自殺を企図したり、自殺に到った場合 ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤「いじめ」を受けていた児童生徒が、年間30日を目安として長期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 生徒やその保護者から、いじめられて重大事態にいたったという申し立てがあった場合

(申し立ての場合、学校はその時点で重大事態とみなし、適切かつ真摯な対応を行う)

2. 重大事態への対処について

「いじめ重大事態対策委員会」を発足させ、ただちに対応する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」からの調査報告について審議・検討し、必要と判断されたときには再調査を行う。

(2) 上記の調査にあたっては当該問題に係わる生徒や保護者への心のケアなど十分な配慮とプライバシーの保護にも細心の注意をもって行う。

(3) 「いじめ」が重大事態であると確定した場合、調査結果を神奈川県知事および所轄官庁に報告する。

(4) 「いじめ」を行った生徒には、必要かつ適切な指導または処分を行う。

(5) 「いじめ」を受けた生徒には、心のケアを行うなどして学校生活が継続できるよう十分な支援態勢を整える。

(6) 重大事態に係わった生徒と保護者に対しては、対処の内容に関する理解と今後の協力を依頼する。

(7) 学校としての再発防止の指針を提示する。